

# 平安中期の雑袍勅許

佐藤 早紀子

## はじめに

本稿は、雑袍勅許の性質と成立過程を明らかにすることを通して、平安中期の昇殿制について考え、また貴族社会の一特質について述べようとするものである。

平安時代の公家男子の主な装束には、束帯・布袴・衣冠・直衣などがある。この四つの装束のうち、参内に使用できるのは、原則として正装たる束帯のみである。布袴・衣冠は束帯の略装であるが、<sup>①</sup>上着には束帯同様、位色を用いた袍である。「位袍」を着るので、装束の性格としては「公服」である。一方直衣は、位色を用いていない「雑袍」を着ることから「私服」にあたる。雑袍は直衣の別名である。<sup>②</sup>この「私服」での参内を許可するのが雑袍勅許である。

装束は身分秩序に直結するものであるので、装束から政治的秩

序や貴族社会を考えるのは有効な方法である。装束を史的観点から扱った研究として、禁色勅許<sup>③</sup>については、勅許の対象となる装束や勅許の特徴について論じられた大丸弘氏の研究<sup>④</sup>、古記録を用いて実証的な考察をされた小川彰氏の研究<sup>⑤</sup>がある。小川氏は赤色袍という特殊な袍についても、古記録をもとに着用者・着用状況について考察されている。<sup>⑥</sup>さらに末松剛氏は、赤色袍の政治的な役割に注目し、撰閥家の服飾故実の成立と展開の過程について論じられている。<sup>⑦</sup>一方、雑袍勅許を主にした先行研究は非常に少なく、大丸弘氏の「禁色雑袍の風俗史的研究」<sup>⑧</sup>がほとんど唯一である。大丸氏はこの論考で、雑袍勅許の性質とその成立について述べられているが、理解を深めるべき点はまだ多く残されているように思う。

この雑袍勅許が深く関わると思われるものに、平安中期の重要な身分秩序である昇殿制がある。昇殿制については、古瀬奈津子

氏の「昇殿制の成立」<sup>⑨</sup>によって制度の全容がほぼ明らかにされているが、殿上人を「公的」「政治的な存在」になったと意義付けることについては、疑問を示す見解もある。

本稿では、特に古記録に見える事例を網羅的に集め、実証的に考察することにより、雑袍勅許・昇殿制・貴族社会についての問題に、再検討を加えたいと思う。

- ① 東帯の袴を、大口・表袴というズボン状の袴から下袴・指貫というゆつたりした袴に変えたのが布袴である。衣冠は布袴から更に、下襲や半臂などを省き、上からたばねるのに、石帯ではなく小紐を用いた装束である。布袴よりも身軽であり、宮中に宿直する時に用いられるので「宿衣」「宿装束」ともいった。装束についての説明は、近藤好和「装束の日本史 平安貴族は何を着ていたのか」(平凡社、二〇〇七)を参考にした。

- ② 「直衣」という時、上着である雑袍のみを指す場合と、皆具の直衣を指す場合がある。皆具とは被り物・肌着・下着・上着など、着るべきもの全てが揃っている状態のことをいう。皆具の直衣は、衣冠の位袍を雑袍に変えただけである。なお、「東帯」「布袴」「衣冠」も皆具の名称である。特に東帯は、皆具で着ることを「東帯す」といい、古記録に多く用例がある。

- ③ 禁色勅許は、東帯に関する規定である。「東帯」の構成要素である表袴・下襲・半臂には、材質・色・文様において、公卿以上と殿上人以下に分かれる身分規定があった。その公卿待遇の材質・色・文様を禁色といい、殿上人以下に禁色を使用した装束の着用を認める勅許を禁色勅許という。

④ 「禁色勅許の被服学的研究」(大阪樟蔭女子大学論集)一、一九六三、「禁色雑袍の風俗史的研究」(風俗)三三三、一九六四。以下に引く大丸氏の見解は、後者の論文による。

⑤ 「古記録記事を通して見た禁色勅許——平安後期殿上人層を中心として——」(国史学)一二七、一九八五、及び「禁色勅許の装束について」(古代学協会編「後期撰関時代史の研究」、吉川弘文館、一九九〇)。

⑥ 「赤色袍について」(山中裕編「撰関時代と古記録」、吉川弘文館、一九九一)。

⑦ 「撰関家における服飾故実の成立と展開——赤色袍の検討を通じて——」(平安宮廷の儀礼文化)、吉川弘文館、二〇一〇。初出は二〇〇〇。

⑧ 前掲注④参照。

⑨ 「日本古代王権と儀式」、吉川弘文館、一九九八。初出は一九八七。以下に引く古瀬氏の見解は、この論文による。

⑩ 坂上康俊「書評 青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』」(史学雑誌)九八一二、一九八九、今正秀「王朝国家宮廷社会の編成原理——昇殿制の歴史的意義の再検討から——」(歴史学研究)六六五、一九九四。

⑪ なお、本来的には雑袍とは、大丸氏が「私装を意味する直衣を含めて、位袍以外のすべての袍をいうべきである」と述べられている通り、位色を用いない袍を広くいうもので、喪服である鈍色の袍や赤色袍、後に触れる青色袍も雑袍である。しかしこれらは特別な場合に着用されるので、別に考察すべきものであり、本稿では通常の参内で用いられた雑袍(直衣)を扱う。

一 雑袍勅許の対象者

大丸弘氏は雑袍勅許について、初期に雑袍を許された者に注目し、「天皇の側近者に屢々許されている事実など、必ずしも家門にかかわらない点が禁色と異なる。この、天皇の恣意ないし私的側面に力点のおかれる傾向は、雑袍勅許の初期からの特色である」とされている。勅許の始まりについては、九世紀半ばより末までの間の「藏人所の変貌の事実」をふまえて、「平安初期、私服での禁中出入が比較的自由であった時期があったと考えられるが、凡そ藏人所の組織化の時期とさほど距らない時代に、天皇の超越性ないし朝廷の官僚性を強化した時期があったと想像され、雑袍はそれにやや遅れ、一部皇親・近習等にかぎり、例外的な処置を認めたことに始まる」とされている。勅許対象者については、「公卿といえどもそれだけでは、勅許の資格にならない」とされている。『有識故実大辞典』<sup>①</sup>禁色の項も同様に、「直衣は公卿中에서도選ばれて認められるので、禁色よりも嚴重とされている」とする。

これらの説明は正しいのであろうか。まずは雑袍勅許の事例を見ていき、勅許対象者の特徴を考えることから検討を始めた。

次頁の「雑袍勅許表」は、摂関政治が終焉した治暦四年(一〇

六八)まで管見の限り、雑袍勅許の事例を集めたものである。事例数は三十五例であるが、これは雑袍同様に勅許で使用を認められる車(牛車と轝車)・帯剣・禁色の勅許の事例数と比べると、極端に少ない数である。<sup>②</sup>表中12・17・18・32のように殿上人・藏人等への一括した勅許が多いこと、25・28等のように勅許された者が明らかでない場合が多いことも特徴である。そして最も注目したいのは、勅許された者はみな四位以下ということである。第二章で詳しく見るが、摂関期の古記録に見える直衣の着用者は、ほとんどが公卿である。公卿層に直衣を着ることの出来る者がいたのは明らかであるが、公卿への勅許例は見られないのである。

公卿に対する勅許例がなく、四位以下への勅許のみ見られるのは、禁色勅許と同じ特徴である。小川彰氏によれば、<sup>③</sup>禁色勅許とは、殿上人層に公卿待遇の装束(禁色)を許可することである。したがって公卿に禁色勅許が見られないのは当然である。天皇の代替わり、あるいは勅許を受けた者の位階が昇進した時には、改めて勅許が出される。また、家格が形成され始めた摂関時代以降には、殿上人の中でも特に優遇された者、つまりは公卿への昇進が約束された者を示す指標の役割も果たしていた、とされる。

雑袍勅許も、殿上人や藏人等への一括勅許は、天皇の代替わりがあった後に出されている。よって雑袍も、天皇の代替わりの時

	天皇	年	月日	姓名	官位	備考「」は出典本文、〈〉は割注	出典	
1	宇多	仁和三(887)	閏十・*	藤原有穂	従四位下		公卿補任	
2		仁和四(888)	三・十九	藤原高藤	正五位下		公卿補任	
3		仁和五(889)	四・十三	平惟範	従四位下		公卿補任	
4		寛平四(892)	五・一	在原友子	従四位下		公卿補任	
5			十一・十	平時望	叙爵前		公卿補任	
6			寛平七(895)	九・十五	藤原忠平	正五位下	「聰雜袍〈昇殿〉」	公卿補任
7			寛平八(896)	正・廿一	紀長谷雄	正五位下	「聰雜袍〈昇殿歟〉」	公卿補任
8			寛平九(897)	正・廿	平伊望	叙爵前		公卿補任
9	醍醐	延喜元(901)	四・九	源當時	正五位下		公卿補任	
10	朱雀	承平二(932)	正・廿一	源兼明	従四位上	「昇殿〈雜袍〉」	公卿補任	
11				藤原俊連	正六位上	「兼明朝臣・俊連・滋典侍等禁色・雜袍宣旨仰下」 歳人に補されたか	貞信公記抄	
12	村上	天慶九(946)	五・一	殿上人	*	「殿上人十八人、〈四位七人、五位八人、六位三人〉」	吏部王記	
13		天曆元(947)	十一・廿七	源延光	従四位下		日本紀略	
14		応和三(963)	二・二	藤原兼家	従四位下	正・三昇殿〔公補〕	元亨四年	
15				藤原光舒	*	具注歴表書		
16			十二・十一	源時中	従五位下	十一・廿三昇殿〔公補〕	西宮記	
17	冷泉	安和元(968)	六・一	殿上人	*		日本紀略	
18	円融	安和二(969)	九・五	歳人	*	十一日条(下行)に因連するか	日本紀略	
19			九・十一	*	*	「今日雜袍宣旨、四十一人也」	日本紀略	
20		永観二(984)	九・*	源時中	従四位上		公卿補任	
21			九・四	藤原誠信	従四位下	八・廿七昇殿〔公補〕	公卿補任	
22			九・十四	菅原輔正	正四位下	寛和二・六・廿二止昇殿(讓位) 〔公補〕	公卿補任	
23		一条	長徳元(995)	十・九	源相方	*	同日三日に昇殿〔権記〕	権記
24	源経房			従四位下				
25		長徳二(996)	十・九	*	*	「下給雜袍宣旨」	小右記	
			十・十三	*	*	「下…禁色・雜袍宣旨」 おそらく九日(上行)と同宣旨	小右記	
26		長徳四(998)	九・廿四	源教忠	*	九・十四昇殿〔権記〕	権記	
27				橘則隆	*			
			九・廿九	*	*	「又下禁色雜袍宣旨〈子細注去廿三日目録〉」 おそらく廿四日(上行)と同勅許	権記	
28		長保二(1000)	二・九	*	*	「下去二日所下給禁色・雜袍宣旨」 二日条には昇殿・雜色を定めることあり	権記	
29		寛弘二(1005)	正・十六	*	*	「賜雜袍・禁色宣旨左頭中将」	御堂閔白記	
30	三条	寛弘八(1011)	七・廿	藤原通任	従四位下	六・十三補歳人頭〔公補〕	公卿補任	
31			八・十一	*	*	「件禁色宣旨…下内府、内府云… 雜袍在之中者」	小右記	
32	後一条	長和五(1016)	二・三	昇殿・侍中・頭等人々	*		左経記	
33		万寿三(1026)	二・十	藤原兼頼	正五位上		公卿補任	
34		長元四(1031)	正・十六	*	*	「頭亦下給禁色雜袍宣旨」	小右記	
	正・廿二		*	*	「禁色雜袍宣旨給弼正少忠貞親」 おそらく十六日(上行)と同宣旨	小右記		
35	後朱雀	長久元(1040)	六・十九	平定親	従四位上	「雖還昇之人又以例也」 六・八に従四位上〔春記〕	春記	

には、勅許が更新されると考えて良いだろう。

しかし、「公卿待遇の服装を許すものである」という禁色勅許の特徴は、雑袍勅許にも当てはまるであろうか。古記録において公卿が直衣を着ていることは認められる一方、雑袍勅許表には公卿への勅許例は見えないことからすれば、雑袍は公卿待遇の服装であるとも考えられる。しかし禁色勅許は、公卿昇進を約束されている殿上人と、そうでない殿上人を分ける指標だったのであり、その意味で公卿待遇の服装を許す意義も理解できる。一方、雑袍勅許は全三十五例中、六例（藤原俊連、藤原光舒、源相方、源教忠、橘則隆、平定親）が公卿に昇進しておらず、勅許された者が公卿昇進を約束された殿上人であったとは考えにくい<sup>④</sup>。公卿昇進の指標といえないのならば、雑袍勅許を「公卿待遇の服装を許可する勅許」とみなすことはできなくなる。ここに禁色勅許との明確な差異が表れてくるのである。

では、雑袍勅許の対象となるのはどのような人物であろうか。大丸弘氏は「天皇の側近者」「一部皇親・近習等」であるとされ、それらは「例外的」な特権を認められた者だとされる。大丸氏は「天皇の側近者」「一部皇親・近習等」についての定義はなされていないが、勅許の基準を「天皇の具体的親近性」ともいわれ、勅許対象者については特に皇親・侍読に注目しておられるから、

氏は天皇との血縁関係や、奉仕の直接性といったものに注目されているようである。しかし、勅許を受けた者たちは本当に、こうした「一部」の「皇親・近習等」なのであるか<sup>⑤</sup>。

雑袍勅許表を改めて見ると、天皇と特に親しい関係を持ったといえる人物は、2 藤原高藤（宇多女御胤子父）、6 藤原忠平（宇多女御温子弟）、10 源兼明（朱雀天皇弟）、14 藤原兼家（村上女御安子弟）の四例くらいである。大丸氏が注目される侍読は、確かに天皇に直接奉仕するものであるが、他の臣下を差し置いて特別な「一部」の近習に入るものとは思われない。四位以下の官人で天皇の近習、といえば藏人があるが、藏人で雑袍を許されている例も、11 藤原俊連、30 藤原通任の他、一括勅許である18、32の計四例しかない。これらのことからすると、「例外的」な特権を認められるような「一部皇親・近習等」はむしろ少数である。よって雑袍勅許の対象者は「一部皇親・近習等」であるとはいえないのである。

それでは、雑袍を許される基準とは何なのか。公卿には勅許されていたと思われること、殿上人層に記録が残り、また殿上人への一括勅許が出されていることをふまれば、それは昇殿の勅許を得ていることであつたと考えられる。つまり昇殿の勅許を得られれば、付随して雑袍の勅許も得られたのである。昇殿者はすな

わち雑袍勅許者であった。

公卿は原則として昇殿者であることにより、『公卿補任』には昇殿を勅許されたことが記録されない。例えば後一条天皇の即位した長和五年、勅授帯剣は「帯剣如元」といちいち記録されているのに対し、昇殿と雑袍は書かれていない。しかし昇殿と雑袍も勅許が下ったことは、以下の『小右記』の記述を見れば分かる。(〜)内は割注、以下同じ。

仰云、御子達・上達部勅授如旧宣下者、……、(藤原道長)左大臣已

下列立中門外、令奏勅授悦、(余雖)大将、元勅授人也、仍立此列、) 拜舞、次左大臣以下及藏人頭・殿上人・藏人等、令奏慶拜舞、了参上殿上、

〔小右記〕長和五年(一〇一六)正月廿九日条)

今日坊官除目、仍参内、……、禁色・雑袍宣旨書連、

〔小右記〕長和五年(一〇一六)二月三日条)

廿九日条で「奏慶拜舞」の後に昇殿していることから、昇殿の勅許に対する奏慶拜舞であったことが分かる。また三日条は、勅許対象者が明らかでないものの、「書連」という表現から、勅許を受けた者が多かったことが推量できる。この例のように、雑袍勅許は昇殿勅許の数日後に出されるものであったらしい<sup>⑥</sup>。そして、公卿への雑袍勅許が『公卿補任』に記録されないのは、昇殿と同

様、勅許されるのが当たり前となっているからであると思われる<sup>⑦</sup>。雑袍勅許の史料が少ないのもこのためであろう。なお、雑袍勅許表中の、大人数に勅許が出されている19や、対象が明らかでない25・28等は、殿上人への勅許であると考えられる。

一方先行研究では、勅許対象者について異なる見解が出されていた。先にも引用したように、『有識故実大辞典』は「直衣は公卿中에서도選ばれて認められる」とし、大丸弘氏は「公卿といえどもそれだけでは、勅許の資格にならない」とされていた。氏はその根拠として、『長秋記』保延元年(一一三五)四月九日条に「入夜参内、依日来召一也、参入北面御所、……、(権中納言源朝時)著東帯、不被免直衣二人、雖夜陰尚著東帯例事也」とあることや、『兵範記』保元二年(一一五七)五月廿九日条に「今日公家御儀法結願、……、内大臣以下卿相十八人、被免直衣二人之外束帯云々」とあることで、公卿に列しているにも関わらず、雑袍勅許を得ていない者がいることを挙げられている。しかし、これを雑袍勅許の普遍的な性格として認めることは、正しくないとと思われる。

その理由はまず、撰閔期には古記録史料が豊富にあるにも関わらず、雑袍勅許を得られない、あるいは得たい、という記述がないことである。昇殿であれば、藤原実資が養子の資頼の昇殿勅許

を藤原道長に願ひ、三回にわたって申し入れた末に実現させていたり、禁色であれば、甥の藤原定頼が勅許を得ていないのを恥じていた藤原遵子（円融皇后）が、藤原妍子（三条中宮）に願ひ入れて勅許を下してもらったりしている例がある。これらの勅許が、特権として魅力があったことがうかがえる。また帯剣については、藤原隆家が道長三男の顕信に侍従を譲る代償として勅授された例があり、官職に代わり得る価値を持っていたことが分かる。<sup>⑧</sup>

しかし、雑袍にはそのように、勅許を求められている例がない。雑袍勅許が得られないことに関する記述は、『長秋記』や『兵範記』といった、院政期以降の古記録にしか見られないのである。

また、雑袍勅許には「直衣始」という儀式があることが知られている。『平安時代史事典』<sup>⑨</sup>には「撰関、大臣をはじめとする上流官人やその子弟が、勅により初めて直衣の着用を聴されること、若しくはその儀式をいう」とあり、実例は『中右記』等に見える。<sup>⑩</sup>

これは直衣が限定して許されていることを示すものであろうが、これも撰関期には全く見られず、院政期にのみ例を見出せる儀式なのである。

院政期の雑袍勅許の様子は、撰関期のそれと同じとはいえない。特に「直衣始」という特別な儀式が、院政期になって出現することには注意すべきであらう。院政期の雑袍勅許は、対象者が限定

されて与えられている可能性が高く、そうであれば大丸氏が指摘する「勅許の理由が、天皇の恣意、ないし具体的な親近性に基く傾向」も認められるかもしれない。しかし、撰関期の雑袍勅許に、その傾向は認められない。装束を考えるには、時代に合わせて変化している可能性を常に考慮せねばならないのである。

① 鈴木敬三編、吉川弘文館、一九九五。

② 禁色勅許は八十二例、車（牛車・輦車）勅許は六十五例、勅授帯剣は九十六例である。

③ 「はじめに」注⑤小川論文。

④ 一方、禁色勅許者で公卿に昇進しなかった者は、八十二例中二例のみであり、そのうちの一例である藤原登朝（正暦元年（九九〇）十月廿七日勅許、出典は『小右記』同日条）は早世の可能性がある。禁色を勅許された者は、ほぼ全て公卿に昇進しているといえる。

⑤ 筆者自身の「側近者」「近習」の定義について述べておく。ある者を「側近者」というには、その者の政治的地位や天皇との信頼関係等を総合的に考えていべきであり、容易に定義出来る語ではないと考える。また「近習」については、広い意味では昇殿者を指す、という古瀬奈津子氏の見解に従う。

⑥ 同様の例に、『権記』長徳元年（九九五）十月の例がある。

三日、……、有仰播万守相方朝臣昇殿、

九日、播万守相方・伊勢権守経房等雑袍宣旨、奉三石大袴、

三日に昇殿を許された源相方が、九日には雑袍も許されている。また『公卿補任』に載る雑袍勅許の早い例に、「藤原忠平 寛平七九五 五聽雑袍（昇殿）」などとあるのも、雑袍が昇殿と合わせて勅許されていることを示すものであろう。

⑦ 藏人への禁色勅許にも、同様の特徴があることが大丸氏により指摘されている。藏人は禁色を許されるのが例である。

⑧ 典拠は全て『小右記』である。昇殿については治安三年（一〇二三）八月二日・四日・八日・九日条、禁色については長和五年（一〇一六）二月三日条、勅授帯剣については寛弘二年（一〇〇五）二月廿日条を参照。

⑨ 古代学協会・古代学研究所編、角川書店、一九九四。

⑩ 一例として権中納言藤原忠実の直衣始を挙げる。忠実の直衣始は、白河上皇と内裏との二箇所に向けて行われている。

今日左大将殿初着<sup>紅出衣打</sup>直衣<sup>野</sup>令<sup>参</sup>院給、〈檳榔毛〉前駆六人、御隨身番長敦言、白狩衣袴、濃打衣、師頼朝臣・宗輔扈從、

〔中右記〕嘉保元年（一〇九四）閏三月十日条  
左大将殿御慶賀後、着直衣<sup>初令</sup>参給、忠教朝臣・宗輔扈從、

〔中右記〕嘉保元年（一〇九四）四月廿二日条

## 二 撰関期における直衣着用の実態

本章では、古記録における直衣着用の実例を見ていくことで、撰関期の直衣着用の実態を明らかにしたい。第一章で述べたように、雑袍は昇殿者に勅許されたのであるから、勅許者の数は少なくないはずである。しかし、宮中で直衣を着ている例は、意外にも多くはない。『有識故実大辞典』束帯の項には「通常の参内には、親王・諸王・公達・三位以上の雑袍勅許の諸臣たちは冠直衣で出仕した」とあり、上級貴族はいつも直衣で参内していたよう

に書かれているが、実際は違うようである。しかも直衣が着用されている場面には、いくつかの特徴がある。

直衣を着ての参内が非常によく見られる状況が二つある。まず一つ目は、内裏焼亡後である。内裏の火事に駆けつける時には、『禁秘抄』内裏焼亡条の「直衣・衣冠・布衣無難、不聴直衣人着直衣無憚」という記述が示すように、勅許の有無に関わらず、直衣での参内が許されていた。しかし火災が収まった後の数日間にも、直衣の着用が多く見られるのである。例えば寛弘二年（一〇〇五）十一月十五日、長和三年（一〇一四）二月九日の内裏焼亡の後には、以下のようにまとまって直衣の参内が見られる。

<sup>（藤原道隆）</sup>  
左<sup>（藤原道隆）</sup>府参内、〈着直衣〉相<sup>（藤原道隆）</sup>逢宮内省坤角、

〔小右記〕寛弘二年（一〇〇五）十一月廿日条  
左大臣着直衣<sup>候</sup>殿上、相会合、

〔小右記〕寛弘二年（一〇〇五）十一月廿二日条  
参内、大納言齐信・公任・中納言行成・懐平・参議通任参入、  
此外近習卿相着直衣<sup>候</sup>、

〔小右記〕長和三年（一〇一四）二月十一日条  
<sup>（藤原頼光）</sup>  
参<sup>（藤原頼光）</sup>上御前、右大臣・中納言俊賢・参議経房・通任参入、大  
納言道綱・参議道方・公信着直衣<sup>候</sup>、依<sup>（藤原頼光）</sup>近習人<sup>（藤原頼光）</sup>敷、



〔小右記〕長和三年（一〇二四）二月十三日条

二つ目の状況は、キサキ・東宮などの御在所や、内裏女房の詰所である台盤所へ出入りする時である。以下に三例ほど挙げる。

左大臣着<sup>〔藤原道長〕</sup>直衣<sup>〔藤原朝経〕</sup>被<sup>〔藤原朝経〕</sup>参<sup>〔藤原朝経〕</sup>中<sup>〔藤原朝経〕</sup>宮<sup>〔藤原朝経〕</sup>方<sup>〔藤原朝経〕</sup>

〔小右記〕長和四年（一〇二五）八月十三日条

三位中將二人着<sup>〔藤原朝経〕</sup>直衣<sup>〔藤原朝経〕</sup>在<sup>〔藤原朝経〕</sup>台盤所<sup>〔藤原朝経〕</sup>

〔小右記〕長和元年（一〇二二）七月廿二日条

参<sup>〔藤原朝経〕</sup>上内殿上<sup>〔藤原朝経〕</sup>……権大納言頼通着<sup>〔藤原朝経〕</sup>直衣<sup>〔藤原朝経〕</sup>参入<sup>〔藤原朝経〕</sup>候<sup>〔藤原朝経〕</sup>台盤所<sup>〔藤原朝経〕</sup>敷<sup>〔藤原朝経〕</sup>

〔小右記〕長和三年（一〇二四）二月廿三日条

この場合に直衣を着ているのは、天皇やキサキ・東宮に血縁的な繋がり濃い人物である。更にいえば、道長とその子息、つまりは外戚の一家である。例外として藤原道綱が台盤所に参入した時には、直衣ではなく宿衣（衣冠）であつたようだが、

大納言道綱着<sup>〔天カ〕</sup>宿者<sup>〔天カ〕</sup>参<sup>〔天カ〕</sup>大盤所<sup>〔天カ〕</sup>、<sup>〔天カ〕</sup>卿相<sup>〔天カ〕</sup>甚無<sup>〔天カ〕</sup>由云々、

〔小右記〕寛仁三年（一〇一九）四月二日条

と非難されている。

直衣を着て非難された者もいる。例えば権大納言藤原齊信は、後一条天皇が重い病を患つた日に、直衣を着て非難されている。

参内、……、齊信卿着<sup>〔天カ〕</sup>直衣<sup>〔天カ〕</sup>在<sup>〔天カ〕</sup>殿上<sup>〔天カ〕</sup>、大納<sup>〔天カ〕</sup>之公任卿<sup>〔天カ〕</sup>、参議

道方・通任・経通同在<sup>〔天カ〕</sup>殿上<sup>〔天カ〕</sup>、見<sup>〔天カ〕</sup>余参入<sup>〔天カ〕</sup>齊信卿退<sup>〔天カ〕</sup>、陽明門車并白昼殿上着<sup>〔天カ〕</sup>直衣<sup>〔天カ〕</sup>交<sup>〔天カ〕</sup>坐<sup>〔天カ〕</sup>上達部中等<sup>〔天カ〕</sup>、太奇怪由示<sup>〔天カ〕</sup>公任卿<sup>〔天カ〕</sup>、答云、極奇事也、初出<sup>〔天カ〕</sup>居御説経僧後<sup>〔天カ〕</sup>、々又来<sup>〔天カ〕</sup>殿上<sup>〔天カ〕</sup>、不知<sup>〔天カ〕</sup>物情<sup>〔天カ〕</sup>敷云々、僧等奉<sup>〔天カ〕</sup>仕加持<sup>〔天カ〕</sup>、御聲敷女房聲敷太高、或叫<sup>〔天カ〕</sup>或吟<sup>〔天カ〕</sup>、入道相府<sup>〔藤原道長〕</sup>・閔白候<sup>〔藤原道長〕</sup>御前<sup>〔藤原道長〕</sup>、入道相府被<sup>〔藤原道長〕</sup>祈申<sup>〔藤原道長〕</sup>聲如<sup>〔藤原道長〕</sup>験者云々、此間重発惱御云々、御傍親卿相候<sup>〔藤原道長〕</sup>御所<sup>〔藤原道長〕</sup>、申時漸平復御<sup>〔藤原道長〕</sup>、酉剋退出<sup>〔藤原道長〕</sup>、

〔小右記〕寛仁四年（一〇二〇）九月十六日条

非難の点は、白昼に殿上で直衣を着て、他の公卿と座を交えたことである。直衣は衣冠同様、宿直のための装束としても使われた。「白昼」とはそれとの対比であろう。直衣は、白昼に殿上で公卿と同座するには、ふさわしくない装束であつたと分かる。

齊信は、この四日後にも非難されている。

今日御当日、仍参内、宰相乘<sup>〔天カ〕</sup>車後<sup>〔天カ〕</sup>、陣頭無<sup>〔天カ〕</sup>人、参<sup>〔天カ〕</sup>上殿上<sup>〔天カ〕</sup>、齊信卿着<sup>〔天カ〕</sup>直衣<sup>〔天カ〕</sup>居<sup>〔天カ〕</sup>御説経僧後<sup>〔天カ〕</sup>如<sup>〔天カ〕</sup>例<sup>〔天カ〕</sup>、足<sup>〔天カ〕</sup>為<sup>〔天カ〕</sup>奇<sup>〔天カ〕</sup>、公任卿在<sup>〔天カ〕</sup>殿上<sup>〔天カ〕</sup>、齊信卿每<sup>〔天カ〕</sup>御当日<sup>〔天カ〕</sup>着<sup>〔天カ〕</sup>直衣<sup>〔天カ〕</sup>居<sup>〔天カ〕</sup>僧後<sup>〔天カ〕</sup>、公任卿再三傾奇云、諸人驚嘲遍満者、入道相府・閔白及御傍親卿相候<sup>〔天カ〕</sup>御所<sup>〔天カ〕</sup>、行成卿・経房卿・公信・経通・資平或候<sup>〔天カ〕</sup>殿上<sup>〔天カ〕</sup>或候<sup>〔天カ〕</sup>鬼間<sup>〔天カ〕</sup>、

〔小右記〕寛仁四年（一〇二〇）九月廿日条

齊信が読経の僧の後ろに直衣で控えているのは「如例」、いつものことであるという。そのことが非難の対象になる理由は、僧の読経の場、即ち天皇の傍に居るのが「入道相府・関白及御傍親卿相」であることよって分かる。つまり、キサキや東宮の御在所、あるいは台盤所に直衣で参入していたのが道長の子息たちであったように、病気の天皇に直衣で伺候するのは、天皇の近親たる者が適していたのである。

齊信の直衣着用を非難する例をもう一つ挙げる。

資高云、民部卿齊信卿、昨今頗着直衣（藤原成子）参中宮御方、亦

猷淡柿（藤原通）備供御、白昼着直衣出ヲ入禁中、并淡柿御前更不

可（調力）供、伺関白城外、表調忠節之由、歟、掩口可笑、

外人直衣極奇怪也、

〔小右記〕長元四年（一〇三二）九月廿九日条

「外人」、つまり中宮と血縁関係の薄い者が直衣を着て参入することは「極奇怪」であると明確に書かれている。

道長の直衣着用が、実資に非難されている例もある。

未剋許参内、同剋終大藏省并大哥所焼亡云々、仍参上殿上、

此間左大臣着直衣参入、……、左府暫在侍所、依火事、

非所参入、为定申今上男一親王御对面并女一親王着裳

事所参入云々、左府候御前、先是右頭中将取視・続幣

等置御前、次左府参御前、着直衣白昼於御前、定申雜事々、涉平懐、

〔小右記〕寛弘二年（一〇〇五）二月八日条

大藏省と大歌所の焼亡の報を受け、実資が殿上に参上すると、道長が直衣で参入してきた。先述の通り、火事の際には直衣での参内が広く認められていた。しかし、道長は焼亡に駆けつけたわけではなく、もともと参内していたという。そして道長は直衣のまま、天皇の御前で雑事を定めた。それを実資は「涉平懐」、無遠慮であると非難している。公務を行うのに直衣は不適切であったことが分かる。そのことは、次の例からもうかがえる。

資平云、昨日左大臣候官奏、其後改朝服着直衣、供奉

御射、主上着御直御衣・御指眞、

〔小右記〕長和二年（一〇一三）二月八日条

道長は、官奏は束帯、御射は直衣と着分けている。公務を行うには不適切であり、殿上で公卿と同座するにもふさわしくないとすれば、直衣は公的な場面には向かない装束であるといえよう。

内裏焼亡後に直衣着用が増える理由は後述するが、宮中での直衣着用の大きな特徴として、天皇の外戚が着るものであること、公的な場面には向かない装束であることが分かった。撰関期の直衣の着用機会は、非常に限定されたものだったのである。

### 三 雑袍勅許と昇殿制

雑袍勅許は昇殿者を対象としたので、多くの人が勅許されていたことになる。しかし摂関期の直衣着用者は、火事後等の特別な状況を除き、ほとんどが天皇の外戚のみとなっていた。勅許の対象は広範囲であるにも関わらず、着用機会は限定的なのである。

このような特殊なあり方はどのように成立したのだろうか。本章では雑袍勅許の成立と、その運用の変遷について考えてみたい。

雑袍勅許の開始を考えるには、昇殿制との関係を考える必要がある。古瀬奈津子氏によれば、昇殿制は弘仁年間（八一〇～八二二）には成立しており、宇多朝において画期を迎える。具体的には、殿上の間が設けられ、上日が日給の簡に記録され始める等、制度が整えられていくのである。雑袍勅許の史料初出が宇多朝であったことを考えれば、雑袍勅許は昇殿制の整備の一環として始まったといえるだろう。

古瀬氏は、平安前期には天皇の私的側近の域を越えることはなかった殿上人が、宇多朝以降公的性格を強め、政治的に重要な存在へと発展したとされている。その根拠となる事例の一つとして「上日」が挙げられている。日給の簡に記録される「殿上の上日」を「本司の上日」に加えることが一般に行われていたことか

ら、両者が同じ価値を持つものになっており、「殿上」が「本司」と同じく公的な場として認められた、とされている。<sup>①</sup>

しかし、制度として整えられ、「公的」な存在になったといっても、「本司と同じく公的」であるといえるだろうか。「殿上人」と「本司で勤務する官人」とは、なお明確に異なるものと考えられたのではないだろうか。

それをうかがわせるのが、次の『西宮記』卷十七喪服条である。

侍臣等依<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>衣<sub>二</sub>黒櫛<sub>一</sub>、弁、少納言、式部、兵部等輔丞、候<sub>二</sub>殿上<sub>一</sub>輩、随<sub>二</sub>本官役<sub>一</sub>之時用<sub>二</sub>位袍<sub>一</sub>、

喪に服す時、侍臣たちは宣旨によって黒櫛袍を着したとある。しかし、殿上人は本司によって勤務する時には、位袍を着したというのである。<sup>②</sup>

臣下という立場では、殿上人としても、本司の官人としても同じはずである。しかしそこで装束に差が設けられるのは、同じ臣下であっても「殿上人」という立場にある時と、「随本官役」の時とは、違うものと考えられていたためではないだろうか。

そうであれば、雑袍勅許とは、本司での勤務と殿上での勤務との区別を、可視化するための制度であったと考えられる。『西宮記』卷十七直衣条に、

直衣、王者已<sub>二</sub>下<sub>一</sub>及<sub>二</sub>被<sub>一</sub>聽<sub>二</sub>雑袍者<sub>一</sub>衣<sub>レ</sub>之、殿上人旧例、以<sub>二</sub>

直衣<sup>③</sup>為<sup>二</sup>束帯袍、近代不用之、

とある。直衣を「束帯袍」と為した旧例とは、束帯の上着である位袍を、雑袍に変えて着るものであろう。「雑袍の束帯」ともいへば特殊な着方である。殿上人が雑袍を着ていることで、通常の本官とは違う勤務をしていることが一目瞭然となるのである。

私的装束の雑袍は、天皇の私的側近という新しい天皇奉仕のあり方を可視化するために、宮中で着用され始めたのである。<sup>④</sup>

このような特殊な着方の一方、指貫を用いた完全な直衣姿である「皆具の直衣」も勅許されたものと思われる。雑袍勅許は、直衣よりも公的な布袴・衣冠での参内は当然認めたと考えられるが、これらが束帯と比べて動きやすいという利点<sup>⑤</sup>が、勅許の理由であろう。古記録には殿上人が宿直した姿のまま、その日の行事のために殿上を鋪設している様子が見られる。

早旦乍<sup>二</sup>宿衣<sup>一</sup>昇殿上、上<sup>二</sup>西对西廂簾四間、廂中引網、懸<sup>二</sup>舞人陪從等裝束、以<sup>レ</sup>南為<sup>レ</sup>上、左<sup>府令</sup>參給、召<sup>二</sup>舞人陪從等<sup>一</sup>給<sup>二</sup>裝束、<sup>殿上人乍</sup>宿裝<sup>二</sup>次第進、各選<sup>二</sup>取吉足等<sup>一</sup>、地下人着<sup>二</sup>束帯<sup>一</sup>參<sup>二</sup>殿上辺、給<sup>レ</sup>之、<sup>取傳</sup>授<sup>レ</sup>之、各退出、先乍<sup>二</sup>宿裝束<sup>一</sup>參<sup>二</sup>左府御宿所、聊被<sup>レ</sup>備<sup>二</sup>盃飯、食後各退<sup>二</sup>下宿所、着<sup>二</sup>裝束<sup>一</sup>排<sup>二</sup>御殿上辺、

〔左経記〕長和五年（一〇一六）三月十四日条

網を引き渡したり、装束を懸けたりするには、宿衣のままの方がやりやすかったのであろう。殿上人は宿衣で、地下の官人たちは束帯であるところに、地位の差が明瞭に表されている。

また雑袍勅許は、体調が悪くても出仕せねばならない時、窮屈な束帯ではなく、楽な衣冠や直衣での出仕を可能にするものでもあった。

候<sup>レ</sup>内、從<sup>レ</sup>朝心神不<sup>レ</sup>例、然而依<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>仰事、相扶<sup>レ</sup>賦候、……、心神彌惱、重有<sup>二</sup>勅命、猶不<sup>二</sup>退出、依<sup>レ</sup>極難<sup>レ</sup>堪、解<sup>二</sup>束帯<sup>一</sup>着<sup>二</sup>宿衣、為<sup>レ</sup>逐<sup>二</sup>涼氣<sup>一</sup>候、弓場殿、

〔権記〕長徳四年（九九八）七月十二日条

參<sup>レ</sup>宮令<sup>レ</sup>運<sup>二</sup>御物等、行<sup>二</sup>々啓難事<sup>一</sup>退出、入<sup>レ</sup>夜重參入、行<sup>二</sup>懈怠事、<sup>未<sup>二</sup>與定<sup>一</sup>之間不<sup>レ</sup>堪<sup>二</sup>出仕、仍直衣參<sup>二</sup>閑所<sup>一</sup>行<sup>二</sup>雑事<sup>一</sup>也、</sup>

〔左経記〕長元元年（一〇二八）三月十九日条

『権記』においては心神不調の藤原行成が、束帯を解いて衣冠を着し、弓場殿で涼んでいる。『左経記』でも体調の悪い源経頼が、直衣を着て「閑所」で公務を行っている。

以上のことから、雑袍勅許は本来、殿上での勤務のために着る「雑袍の束帯」と、鋪設・体調不良等の時に、勤務しやすくするために着る「皆具の直衣」を、昇殿者に許すものであったと思わ

れる。しかし、この勅許の運用は制限されていたようである。

「雑袍の束帯」は、『西宮記』直衣条にもあるように、「近代」には用いられなくなった。「近代」は『西宮記』が成立した村上朝の天徳・応和年間、あるいはそれより前ということになる。

その頃の殿上勤務には、「雑袍の束帯」ではなく、位袍を用いての通常の束帯が着用されるようになったものと思われる。<sup>⑦</sup>

一方、「皆具の直衣」であるが、これも制限が加えられたようである。『侍中群要』には、宇多天皇の勅に続く部分に、装束に關する禁制が載せられている。

凡蔵人之為<sub>レ</sub>礼也、内則忝陪<sub>二</sub>近習<sub>一</sub>、外亦召<sub>二</sub>仰諸司<sub>一</sub>、職掌之尊、誠可<sub>二</sub>嚴重<sub>一</sub>、……、殿上非違喧譁濫惡、隨<sub>レ</sub>聞必加<sub>二</sub>糾彈<sub>一</sub>、……、

禁<sub>二</sub>制裝束乱猥<sub>一</sub>」

右供<sub>二</sub>奉殿上<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>儀度<sub>一</sub>、而昼時夜裝束乱髻褻服、宜<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>禁遏<sub>一</sub>、勿<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>復然<sub>一</sub>、若有<sub>レ</sub>犯者從<sub>二</sub>追却<sub>一</sub>、

番人可<sub>レ</sub>慎<sub>二</sub>宿直<sub>一</sub>事

寛平二年十一月廿八日<sup>⑧</sup>

殿上人が昼でも夜装束（衣冠や直衣を指すであろう）を着ていることを禁じるものである。「雑袍の束帯」があったように、殿上奉仕は基本的には、束帯で行うものであったと考えられる。し

かし「皆具の直衣」の着用が認められたことにより、適切な範囲を超えて昼にも着用する者が現れたのであろう。装束の乱れを引き起こしたことにより、「皆具の直衣」の昼の着用は、制限されるところとなったのである。<sup>⑨</sup>

こうして雑袍は、勅許対象の広さとは反対に、着用機会は狭められた。直衣はいつ、どのような場面で着るべきものなのか、改めて模索されていくことになるのである。

ここで見直されるのは、直衣の本来の性格である。直衣の最大の特徴は「私服であること」である。「褻装束」ともいわれているが、<sup>⑩</sup>実際束帯よりもファッション性の高い装束であるにも関わらず、「美服」という認識があるように思われない。度々出される過差禁制においても、直衣は禁制されていないようである。

「雑袍が禁色のような美装では必ずしもなく、むしろ domestic な性格を多分にふくむものだった」ことは大丸氏も指摘されている。直衣は「私的」な「褻装束」として着用されていくのである。直衣が「私的」であることの意味について、束帯との対比から考えたい。正式な参内服である束帯は、それを着ることの意味には、単に「正装をする」ということにとどまらないものがあつたようである。

中宮大夫（道綱、）束帯参人云、病後未<sub>二</sub>参内<sub>一</sub>、今日初参入者、

今日神今食廢務、而大納言參入、諸卿或<sup>屬</sup>局目或嘲笑云々、

〔小右記〕寛仁二年（一〇一八）六月廿一日条

右の例は、廢務日であるにも関わらず、藤原道綱が病後初めて東帯で参入したことを怪しまれた例である。ここでは廢務日であることに加え、東帯であったことも問題になっているようである。

此間清談次云、関白及次<sup>タカ</sup>□人々未東帯、依日次不<sup>タカ</sup>宜者、

〔小右記〕万寿二年（一〇二五）十月一日条

東宮妃であった嬪子が八月五日に薨じた後、嬪子の血縁者である関白以下の人々は、日柄宜しくなく、いまだ東帯していないという。吉日を選んで東帯することが目的とされている。

これらの例から察するに、「東帯している」ということは、正式な参内をしていることを示すものであった。それゆえに正式な参内ができない状態の時は、「東帯しない」ことが時宜に合う場合もあったということになる。

そうであれば、直衣を着る意味も、単に私装をするということにとどまらないのではないか。直衣は非「正式」、非「公的」であることを積極的に示す装束であると考えられるのである。内裏焼亡後に直衣着用が増えるのも、通常の参内ではなく、非常事態であることを表す、時宜に合った装束として選ばれているといえるだろう。

このことから、はじめ殿上人の服装を直衣と定めたのは、本司の勤務と区別する意図が強かったのだと考えられる。官人としての正式の勤務ではないと捉えられていた殿上奉仕は、制度として整ったという点では「公的」であっても、本司とは全く異なるものと意識されていたのである。それを考えると、殿上人を「公的」存在であると述べることに、慎重にならねばならない。殿上人はやはり意識の上では、それまでの「公的」な官人とは違う、天皇との「私的」関係に基づくものと捉えられていたのである。

① 古瀬氏が根拠とされた史料は『類聚符宣抄』卷七、応和四年（九六四）三月五日宣旨である。

② 『権記』寛弘八年（一〇一一）十二月七日条の、冷泉上皇七日御齋会についての記述部分にも、「左近少将朝任朝臣就講師座下、……、亦着襖袍、々々是雜袍也、従本官役者可着位袍歟」と記されている。

③ 史料中の「旧例」が指す時期について、大丸氏は「仁和期を遡る数年ないし十数年」、つまりは元慶期であるとされている。本稿は、雑袍勅許は昇殿制の整備の一環として始まったと考えるため、「旧例」も「公的」な昇殿制の開始期である、仁和・寛平頃であると考える。

④ 殿上人を官人の新しい天皇奉仕のあり方と見る視点は、今正秀氏による（はじめに）注⑩今論文）。

⑤ 「はじめに」注①、②で述べたように、衣冠や直衣は、東帯よりも着るものを減らして、ゆったりした袴に変えた装束である。東帯のよう<sup>⑤</sup>に石帯で上から締めることもないので、東帯よりも身軽で楽な装束であったといえる。

⑥ 『西宮記』の成立年代は、所功『西宮記』の成立」(『平安朝儀式書成立史の研究』、国書刊行会、一九八五)による。

⑦ しかし、「雑袍の束帯」ともいうべき着方は、村上朝以後にも用いられている。赤色袍と青色袍を用いた束帯である。赤色袍は、天皇・上皇以外の臣下の着用者は非常に限定されるが(「はじめに」注⑥小川論文・注⑦末松論文)、青色袍(麴盛袍ともいふ)は藏人が着用するものとして知られる。しかし、青色袍が藏人だけの所用でないことは、「西宮記」巻十七袍条に「青色、帝王及公卿だけ下侍臣、随便服」と記されており、また内宴で近臣(昇殿者のこととする古瀬氏の見解に従う)、殿上賄弓で殿上侍臣が着用することが、儀式書や古記録に見えることから明らかである。つまり雑袍の青色袍は、主に藏人に着用されるが、藏人のみの装束とは規定されておらず、儀式によつては昇殿者が着用する装束なのである。私はこの青色袍が、「雑袍の束帯」に用いられた雑袍の一種で、後に藏人に着用が限定されたものである可能性を考えている。

⑧ 『侍中群要』第一「二藏人式云 寛平二年 左大弁橘廣奉、勅作之」に続く部分である。「禁制装束乱撰」以後の部分は、後世の繰入であろうとの指摘が吉村茂樹氏「藏人式についての一考察」、『歴史地理』四六一三、一九二五)や、目崎徳衛氏「侍中群要」解説、吉川弘文館、一九八五)によってなされているが、藏人であるとしても、「禁制装束乱撰」以後の部分は「寛平二年十一月廿八日」に出された禁制と解して良いと思われる。

⑨ この制限について、具体的な方策がとられた可能性はある。  
與<sub>二</sub>大藏卿<sub>一</sub>同裁見物、<sub>一</sub>御同御出、為<sub>二</sub>御送<sub>一</sub>參内、然而依<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>束帯<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>日給<sub>一</sub>、

〔権記〕寛弘三年(一〇〇六)四月十五日(参) 右は賀茂祭見物についての記述であるが、束帯でなかつたため日給

に預からなかつたとある。束帯で参内しなければ上日を認めない、という規定があつたとすれば、制限は充分効果を發揮したであろう。

⑩ 『小右記』寛弘八年(一〇一一)七月廿二日条の、一条院での御念仏における公卿の装束についての記述に、

内大臣・左兵衛督不<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>鈍色<sub>一</sub>々定内、而皆着<sub>二</sub>鈍色<sub>一</sub>、就<sub>二</sub>中内大臣<sub>一</sub>着<sub>二</sub>深鈍色<sub>一</sub>、若<sub>レ</sub>是依<sub>レ</sub>襲装束、(直衣、)

とある。喪服についての記述であるが、直衣が「襲装束」という性格を持つことは認めて良いであろう。

#### 四 時宜と貴族社会

雑袍は、勅許された者は数多くいたが、勅許の運用機会是非常に限られていた。勅許の開始当初に認められていた「雑袍の束帯」は用いられなくなり、「皆具の直衣」は着用を制限された。

直衣の着用機会は、第三章で指摘したように、新たな基準で限定されていくこととなる。その限定された着方を、第三章では時宜に適つた着方としたが、ここで貴族たちの時宜に対する意識について、もう少し述べておきたい。<sup>①</sup>

直衣の着用場面・着用人物が選ばれたものであつたのと同様に、貴族たちは自分の着る装束を、自らの身分や場の状況等に合わせ選んでいたようである。

及<sub>二</sub>未刻<sub>一</sub>參<sub>二</sub>東宮若宮<sub>一</sub>、(親仁親王)  
(御座上東門院東对、)今日始<sub>二</sub>侍并政所等雜事<sub>一</sub>、……、仍仰<sub>二</sub>宮屬為<sub>レ</sub>信<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>儲<sub>二</sub>上達部襲甘前<sub>一</sub>、(懸

盤、東対南唐廂、(藤原頼通) 関白殿・内府以下十余人、或直衣、或

宿衣、或束帯、西上対座、殿上人廿前、(居)大盤、南廊、

北上対座、皆束帯、……、政所同饗、家司等参着云々、(馬

場西廊南端云々、今日役送人々、或宿衣、或束帯、是宮為

(符)職工之人者束帯、不然者宿衣也、

〔左経記〕万寿二年(一〇二五)十二月二日条

侍所・政所始の饗の場において、貴族たちの装束が鮮やかに分かれていた。上達部の装束が直衣、宿衣、束帯の順に書かれていることは、身分の高さに装束の私的要素の強さが比例していることを示している。

去夜関(藤原頼通)白(同通房)兒(同彰子)五十日餅(合)太后令食給云々、戊剋、大

納言齊信・行成・頼宗他内大臣及諸卿会(合)会(源俊賢)、民部卿伺候、

内府・戸部着直衣、其外皆宿装束、資平・朝任束帯、関白

被<sub>レ</sub>答者、

〔小右記〕万寿二年(一〇二五)三月一日条

幾分私的な行事であっても、貴族たちは身分によって装束を着分けている。束帯で行った藤原資平と源朝任は参議であり、公卿の中では下位であった。束帯を頼通に咎められたのは、おそらくは畏まり過ぎていたという理由であろうが、頼通の弟たる教通と、すでに致任している源俊賢以外の諸卿は、位袍を用いる衣冠を着

している。やはり雑袍を着るのは憚られたのだろう。このような「遠慮」の意識によって装束着用が制限されることは、小川彰氏も述べられている。貴族たちは、自らが着ず装束の秩序を各々の身分によってわかまえていたのである。

禁色勅許についても、実際の運用には時宜が作用していたようである。綾の表袴や下襲は公卿の所用であり、禁色の対象であったが、以下の例を見ると、公卿がいつも綾の表袴や下襲を着用していたわけではないようである。

夜深按察借送綾表袴、付使送之、依明日齋王宣命事可着吉服云々、

〔小右記〕長和元年(一〇一一)四月廿三日条

入夜前常陸介師長蜜語云、藏人登任初可着綾、可<sub>レ</sub>用左三位中将蘇芳下襲、已<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>泥、一日許可<sub>レ</sub>着也、除目間欲令<sub>レ</sub>着鮮明下襲、……、仍与未<sub>レ</sub>着之櫻色下襲、感悦将去、

〔小右記〕長和二年(一〇一二)正月廿日条

齋王宣命のため、あるいは除目のために、実資が綾装束を求めに応じて貸した例である。正月廿日条に「一日許」とあるところに、綾装束はハレの時の所用であり、日常に着的装束ではなかったことがうかがえる。

また、綾装束を着なかったことに対する非難もある。



今日主上初覽<sub>三</sub>官奏、……、左<sub>源雅信</sub>府着<sub>三</sub>平絹青朽葉下襲、今日猶可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>着<sub>レ</sub>綾歟、就<sub>レ</sub>中着<sub>三</sub>白阿古め、無<sub>レ</sub>威儀也、

〔小右記〕正暦四年（九九三）四月廿八日条

綾装束は過差禁制の対象にもなったが、綾装束が純粹にただの美服であれば、着用しなかつたことを非難されるはずもない。ふさわしい装束で公事を行うために必要であるとして、公卿には綾装束が許可されていたのである。そうであればもちろん、禁色勅許を受けた殿上人も、禁色装束を日常的に着ていたのではない。

ハレの場にも参加するような優遇された者であるからこそ、禁色勅許を受けたのである。禁色勅許はただの特権ではなく、その対象者が綾装束を着ることが必要であるゆえに勅許される、必要に応じた勅許という一面もあつたといえるだろう。

そもそも貴族たちには、特権は必要以上に使うべきではない、という考え方があつたようである。勅許で使用を許される牛車・輦車は、勅許を受けても長らく乗らなかつた例がいくつも見られるが、特権に対する控えめな姿勢について端的に述べているのが、次の藤原実資の言葉である。

今日右<sub>藤原実資</sub>府自<sub>三</sub>陽明門步行参人、先日被<sub>レ</sub>示云、忝蒙輦車宣旨、已是不<sub>レ</sub>量<sub>三</sub>朝恩也、可<sub>レ</sub>隨<sub>三</sub>步行<sub>二</sub>之時者敢不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>乘<sub>レ</sub>之、極熱寒大風雨之時、不<sub>レ</sub>勘<sub>三</sub>行歩<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>乘也者、若依<sub>三</sub>此

事不<sub>三</sub>乘給<sub>二</sub>歟、

〔左経記〕万寿三年（一〇二六）八月廿一日条

実資は四月に輦車を許されており、既に七十歳の高齢であつた。いつも乗ってきたとしても問題はなからうが、悪天候で歩けない時以外は乗らない、というのである。ここまでの厳しい制限を課すのは、実直な実資の人柄ゆえかもしれないが、必要以上には乗らないものという意識は、他の貴族たちも有していたであろう。

以上に挙げた例から、貴族たちは時宜というものに対して、高い意識を持つていたことが分かる。装束を自らの身分、その場の状況等をふまえた上で選び着し、禁色勅許、牛車・輦車の勅許は、必要な時を判断して運用していた。特権の運用には、時宜の判断が欠かせなかつたのである。時宜を外れて特権を行使したものが過差であり、禁制の対象になるのである。

このような特権運用の特徴から、撰閑期の直衣着用の多くが、天皇の外戚である理由も説明できる。道長や頼通が、台盤所やキサキの御在所に直衣を着て出入りするの、外戚という特権的な立場を誇示する面も確かにあろうが、時宜に適つた装束を選んで、というのが本質的な理由であると思われる。直衣が非「公的」な意味を持たせる装束であること、また天皇への奉仕では「公的」な本官従事の官人と「私的」な殿上人が明確に区別され

ていたことは第三章で述べた。彼らは有する官職の關係から台盤所・御在所に出入りしていたわけではない。外戚という「私的」な關係に基づいて出入りしているのであり、そのような非「公的」な場面では、正式な参内を表す束帯はむしろ不適切である。特權として直衣を着ているというよりは、直衣を着ることが時宜の上で必要であつたという方が、この場合は適切であると思われる。

この時宜というものは、貴族社会においてどのような意味をもつたものであろうか。竹内理三氏は「口傳と教命——公卿学系譜（秘事口傳成立以前）——」<sup>④</sup>の中で、「朝儀典禮の型」について、尤もこの型は、「儀式」の如く一朝にして定められたものではなく、また標準型として公卿社会に公告せられたものでもない。各公卿達が、その折々にのぞみ、先達にたづね、故實を考え、更に時宜を按じて自れの行動を自ら規定したので、やがて次の場合における公卿の先例となり故實となつて、次々にくり返されたものが標準型となつたのであつて、自然發生的なものである。従つてそれはあくまで標準型であつて決定型ではない。

と述べられ、このことが「朝儀典禮に家説・家傳・家流を發生することとなつた所以である」とされている。つまり時宜とは、故

実を作り出すものとなるものであり、更に故実を運用する際にもひとつの基準として働くものであるといえよう。<sup>⑤</sup>

近藤好和氏は、有職故実の成立する領域とは「それまでの律・令・格・式・儀式書に則れない部分」であるとされている。<sup>⑥</sup>つまり明文化された規定だけでは補い切れないことを、補うために成立したのが有職故実であるといえよう。その補う時に働いたのが時宜である。雑袍についていえば、着用品が制限されるようになった後、どのような場面で、どのような人物が着れば良いのかが不明瞭になつたが、それに対する明文化された規定は作られなかつたと思われる。そこで時宜に応じた判断によつて着用されることとなり、結果として撰関期には、前述のように限定的に着用される装束となつたのである。法的効力をもつ勅許も、法的効力を持たない時宜の働きがあつてはじめて、運用秩序が保たれるものだったのである。

貴族社会において、時宜への意識は大きな役割を果たしていた。秩序を保ち、故実を形成し、その運用にも働きかけていたのである。時宜は、貴族社会を形作る重要な要素であるといえるだろう。

① 「時宜」という言葉は史料上で、権力者の意思・判断という意味でも用いられるが（佐藤進一「時宜（一）」、「ことばの文化史」〔中世Ⅰ〕、平凡社、一九八八）、ここでは文字通りの「そのときの物事的情

況、状態、条件などをさしていう」（『日本國語大辞典』「時宜」の項、小学館、一九七二）意味に用いている。

② 「はじめに」注⑥小川論文。

③ 例えば、藤原道長は寛弘八年（一〇一一）六月十三日に牛車を許されたことが『公卿補任』に見えるが、『御堂閔白記』長和元年（一一〇一）十一月十七日条に「今日初乗牛車」と記している。藤原頼通も寛仁元年（一一〇一七）に牛車を許されているが、長元五年（一一〇三二）によりやく「始乗牛車」と『公卿補任』にある。

④ 「律令制と貴族政権 第二部」、御茶の水書房、一九五八。初出は一九四〇。

⑤ 末松剛氏は、道長が「時宜に応じて的確な故実」を採用していたことを指摘されている（『撰閑家の先例観——御堂流故実の再検討——』。「はじめに」注⑦末松著書所収。初出は一九九九）。また皆井幸男氏は、撰閑期が「家格や家流や故実が固まる前の、諸説・自案が盛んにつくり出される、一種活気ある時期であった」とされている（『撰閑期の有職故実——御堂流の検討から——』。『撰閑期貴族社会の研究』、塙書房、二〇〇五。初出は二〇〇一）。「諸説・自案」がそれぞれ時宜を考慮したものであるとすれば、撰閑期は特に、時宜への意識の高い時代であったといえるだろう。

⑥ 「はじめに」注①近藤著書三六頁。

## おわりに

雑袍勅許と昇殿制・貴族社会の関係を、改めてまとめておく。

昇殿制は宇多朝に制度が整えられ、その意味で「公的」になったといっても、なお本司とは異なる、天皇との「私的」関係に基

づくものであると捉えられていた。雑袍勅許は、宇多朝の昇殿制整備の一環として始められたもので、昇殿者に対して勅許された。この勅許で認められたのは、「雑袍の束帯」と「皆具の直衣」のふたつの装束であると考えられる。「雑袍の束帯」は、「公的」な本司での勤務と、なお「私的」と意識された殿上での勤務の区別を、装束によって可視化するためのものであった。また「皆具の直衣」は、必要に応じて動きやすい装束になるためのものであった。

しかし、「雑袍の束帯」は村上朝頃には用いられなくなり、「皆具の直衣」は適切な範囲を超えた着用で禁制が出され、着用機会が制限されることとなる。直衣は「私的装束」「褻装束」という性格に合った着用、つまりは時宜に適った着用が求められるようになり、撰閑期には、およそ以下の三つに着用機会が大別された。すなわち、身軽な装束であることによる体調不良時等の着用、特殊な状況下での参内であることを表す火事後等の着用、天皇やキサキと「私的」関係を強くもつ天皇の外威の着用である。外威の着用は、特権としてというよりも、時宜に適った装束を選んだというのが本質的な理由である。時宜とは貴族社会において、秩序を維持し、故実を形成し、故実の運用の基準となるという、重要な役割を果たすものであった。

本稿では平安中期の雑袍勅許を取り上げたが、院政期になると、雑袍勅許は大きく変化すると推測される。第一章で述べたように、『長秋記』『兵範記』の記述や、「直衣始」の出現から、雑袍の勅許対象が制限されている可能性がうかがえるのである。その変化のきざしは、撰関政治末期には現れている。例えば『春記』長暦

二年（一〇三八）十月十七日条には「不<sub>レ</sub>御傍親<sub>二</sub>之公卿、直衣候<sub>レ</sub>内之事、近代之作法也」とあり、藤原齊信が非難されていた「外人直衣」が、「近代之作法」となっているのである。

院政期における装束秩序の様相や、その新秩序へ移行する過程を明らかにするのは、今後の課題としたい。

（京都大学大学院文学研究科修士課程）

Chinese vegetable dealers resulting in smoothly handled transactions that promoted vegetable cultivation by Chinese farmers.

The results of the above considerations are suggestive for the study of modern Korean history and the history of overseas Chinese in Korea. The main topics of modern Korean history have been concentrated on the rulers, i.e. Japanese imperialism and Japanese in Korea, and the ruled, i.e. the Korean people, and there has been little or no effort to incorporate the Chinese in Korea into modern Korean history, but this article has proposed that the Chinese people in Korea are fully worthy of becoming a topic in the study of modern Korean history. Moreover, studies of the overseas Chinese in Korea have been weighted toward Chinese merchants, but due to this article it is now clear that the overseas Chinese community in Korea was much more varied.

## The *Zappo Chokkyo* in the Mid-Heian Period

by

SATO Sakiko

In this study I have attempted to examine the *shoden sei* 昇殿制 (a system that allowed aristocratic officials with imperial permission to approach the emperor in the elevated portion of a building in which the emperor was present) and the character of aristocratic society by clarifying the distinctive features and the process of formation of the *zappo chokkyo* 雜袍勅許 in the mid-Heian period. Heian aristocrats were required, in principle, to wear formal dress, *sokutai* 束帶, when they were in attendance at the imperial palace. The *zappo chokkyo* was an imperially conferred privilege that allowed one to go to wear informal dress, *noshi* 直衣, instead of the *sokutai*, when at the palace.

The *shoden sei* developed during the reign of Emperor Uda. In this respect, it can be said that the system became “official and public” in that time, but it was still considered as “private” in a sense because unlike “official” service in a government post it was based on a “private” relationship with the emperor. The *zappo chokkyo* began as a part of the development of the *shoden sei* as it was bestowed on aristocrats who had received the *shoden* privilege. It allowed wearing either the *zappo no sokutai*, a formal costume over which a private jacket could be worn in place of an official one, or the *kaigu no noshi*, the

complete ensemble of informal dress. The *zappo no sokutai* was worn to visually distinguish “private” service at the *denjo* 殿上 (a raised area for the emperor) from “public” service in an official capacity. The *kaigu no noshi* was worn as necessary for ease of movement when at work in the *denjo* area.

The *zappo no sokutai*, however, became obsolete circa the reign of Emperor Murakami. The *kaigu no noshi* was also restricted and prohibited from being worn on inappropriate occasions. The *noshi* came to be seen as appropriate wear based on its chief characteristic of being informal dress. As a result, during the *Sekkan-ki* 摂関期 (the period of regental rule) the *noshi* could be worn in the imperial palace on three types of occasions, roughly classified in the following way. It could be worn for ease and comfort when the official was unwell, it could be worn as an expression of a state of emergency, such as after a fire in the palace, and it could be worn by affines who were privately related the emperor or empress. The essential reason for the *noshi* being worn by such maternal relatives was more a matter of choosing a suitable costume rather than a show of privilege. In the Heian aristocratic society, to act appropriately in accord with circumstances was considered very important. This sense of appropriate behavior maintained the social order and formed the *kojitsu* 故実 (normative old customs and manners), and operated as a standard by which *kojitsu* would be selected to fit the situation.